

無利息普通預金（決済用預金）規定

1.（決済用預金の定義）

- （1） 決済用預金とは、①要求払預金（預金期間が決まっておらず、いつでも払戻ができる預金）、②通常必要な決済サービスが利用可能、③無利息（お客さまと当行との間で利息を付さないことを約定した場合）の3要件を満たす預金であり、預金保険制度による全額保護の対象となります。
- （2） 無利息普通預金（総合口座の無利息普通預金部分を含む）は、決済用預金に該当します。

2.（無利息普通預金の「預金利息」に係る取扱）

- （1） 無利息普通預金には、普通預金規定第6条に基づく利息の組入れはありません。
- （2） 無利息普通預金には、総合口座取引規定第5条第1項に基づく利息の組入れはありません。

3.（既存普通預金を無利息普通預金へ切替える場合の未払い利息の取扱）

切替のお申込日に未払いの普通預金利息または総合口座普通預金利息がある場合その利息を清算し、当該口座にご入金いたします。ただし、総合口座の貸越利息およびカードローン貸越利息の取扱には、変更はありません。

4.（反社会的勢力との取引拒絶）（普通預金規定第12条）

この預金口座は普通預金規定第14条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

5.（休眠預金等活用法に係る異動事由）

当行は、休眠預金等活用法にもとづくこの預金口座に関する異動事由を、当行のホームページに掲載します。

6.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

- （1） この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当行のホームページに掲載する異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項に定めるものについては預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日
ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く）に限り、
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- （2） 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - ② 法令、法令にもとづく命令、もしくは措置または契約により、この預金について支払いが停止されたこと（当該支払停止が解除された日）
 - ③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます）の対象となったこと（当該手続きが終了した日）
 - ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限り、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日）
 - ⑤ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、前各号に掲げる事由が生じたこと（他の預金に係る最終異動日等）

7.（この取引に係る預金の最終異動日等）

この取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由（上記第6条第2項において定める事由をいいます）が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。

8.（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、次の当行規定により取扱います。

- 普通預金規定
- 総合口座取引規定

9.（規定の変更）

- （1） この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- （2） 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020.4.1現在)